

財務委員会規則

平成29.3.12 制定

(財務委員会の設置等)

第1条 本会に財務委員会を設置し、この委員会は代議員会議事規則第36条から第50条までの規定によるほか、本規則第2条以下に定めるところによる。

(委員会の任務)

第2条 財務委員会は、次の案件を審査する。

- (1) 各年度事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 各年度決算に関すること
- (3) その他、代議員会及び理事会の決議により付託された案件

(委員)

第3条 財務委員会の委員は、地区ごとに選出された原則9名をもって組織する。

2 前項の地区及びそれぞれの選出人数は、次の各号に掲げる各地区より、それぞれ各号に定める人数をそれぞれ推薦してもらうこととし、代議員会議長が代議員会でこれを指名する

- (1) 呉市・安芸地区 1名
- (2) 福山市・松永沼隈地区・深安地区・府中地区 1名
- (3) 尾道市・三原市・因島・世羅郡 1名
- (4) 大竹市・佐伯地区・三次地区・庄原市 1名
- (5) 安佐・安芸高田市・山県郡 1名
- (6) 賀茂東部・東広島地区・豊田郡・竹原市 1名
- (7) 広島市 2名
- (8) 広島大学 1名

3 前項の委員に事故がある時は、その地区の代理者がこれに代わり出席して意見を述べることができる。ただし、評決に加わることはできない。

(任期)

第4条 財務委員会の委員の任期は、代議員の任期による。ただし、委員の変更により新しく委員となった者の任期は、代議員会で議長から指名を受けたのちの前任者の残任期間とする。

(理事等の出席発言)

第5条 定款第6章に定める役員は、本委員会に出席して意見を述べることができる。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。